ID:　468

担当部署:　企画部 国際文化推進室 図書館

処分の概要	貸出し等の一時禁止
例規名 根拠条項	芦屋市立図書館設置条例施行規則　第20条(第24条において準用する場合を含む。)
例規番号	令和6年規則第56号

【根拠条文】

(貸出し等の一時禁止)

第20条　館長は、次のいずれかに該当するときは、その者に対する貸出し又は資料の予約を一時禁止することができる。

(1)　返却期限内に返却せず、返却の督促に応じない者

(2)　館長が一時禁止を適当と認める事情のある者

(個人貸出規定の準用)

第24条　第11条第2項、第12条第2項及び第15条から第20条までの規定は、団体貸出しについてこれを準用する。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	令和6年4月1日	**最終変更年月日**	年　月　日